

愛知県主要農作物奨励品種審査会議開催要領

(趣旨)

第1 この要領は、愛知県主要農作物奨励品種決定要領に基づく奨励品種を決定するため開催する愛知県主要農作物奨励品種審査会議（以下「審査会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象作物)

第2 この要領における対象作物は、愛知県主要農作物種子対策実施要綱第1の主要農作物とする。

(所掌事務)

第3 審査会議は、次の事項を審議する。

- 1 奨励品種の決定基準に関すること。
- 2 奨励品種の決定及び廃止に関すること。
- 3 奨励品種の普及に関すること。

(会議)

第4 審査会議は、農業水産局長が召集する

- 2 審査会議の議長は、農業水産局長とする。なお、予め議長が指名した者が職務を代行することができる。
- 3 審査会議は、第2に掲げる農作物ごとに開催するものとし、それぞれ別表に掲げる者をもって構成する。

(会議の公開)

第5 会議は、原則として公開とする。但し、会議が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）の不開示情報が含まれる事項に関して審議等を行う場合
- (2) 会議を公開とすることにより、当会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第6 会議の議事については、会議の概要を記載した会議録を作成し、5年間保存するものとする。

2 会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。

(庶務)

第7 審査会議の庶務は、農業水産局農政部農業経営課農業イノベーション推進室が行う。

(雑則)

第8 この要領に定めるほか、審査会議の開催について必要な事項は議長が定める。

附則

この要領は、平成12年7月7日から施行する。

附則

この要領は、平成13年9月4日から施行する。

附則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年12月10日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

(別表)

愛知県主要農作物奨励品種審査会議構成員

職 名	作 物 名			備 考
	稲	麦類	大豆	
愛知県農業水産局長	◎	◎	◎	議長
愛知県農林水産事務所農業改良普及課長	○	○	○	(当該地域)
東海農政局生産部生産振興課長	○	○	○	
東海農政局生産部畜産課長	○			(飼料用稲のみ)
愛知県農業協同組合中央会営農・くらし支援部長	○	○	○	
愛知県経済農業協同組合連合会米穀部長	○	○	○	
愛知県経済農業協同組合連合会畜産部長	○			(飼料用稲のみ)
愛知県米麦振興協会事務局長	○	○	○	
愛知県米穀販売事業者協議会長	○			
愛知県酪農農業協同組合業務部長	○			(飼料用稲のみ)
公益社団法人愛知県畜産協会事務局長	○			(飼料用稲のみ)
愛知県酒造組合会長	○			(酒米のみ)
愛知県製粉協会会長		○		
中部製粉工業協同組合理事長		○		
愛知県精麦工業協同組合理事長		○		(大麦、はだか麦の)
中部穀物商協同組合理事長			○	
愛知県豆腐商工業協同組合理事長			○	
愛知県味噌溜醤油工業協同組合理事長			○	
生活協同組合コープあいち 参与	○	○	○	
名古屋大学 教授	○	○	○	